

慶 弔 規 程

(平成28年7月1日 施行)

一般社団法人 日本障がい者乗馬協会

慶 弔 規 程

第1条 (総 則)

この規程は、一般社団法人 日本障がい者乗馬協会（以下「本会」という）の職員のうち正職員（以下「職員」という）の慶弔に際する慶弔見舞金の支給、および慶弔休暇の付与について定めるものである。

第2条 (慶弔見舞金の種類)

慶弔見舞金の種類は次のとおりとする。

- ① 結婚祝金
- ② 出産祝金
- ③ 死亡弔慰金
- ④ 傷病見舞金
- ⑤ 災害見舞金

第3条 (勤続年数)

この規程における勤続年数は、採用の日から支給事由発生日までの満年数とする。

第4条 (手 続)

対象者が慶弔見舞金を受けようとする場合は、その事実について本会に申請しなければならない。ただし、本人が申請することが困難な場合は、本会がその事実を知った時点で申請があったものとみなす。

2. 本会は、第1項の申請にあたって必要と認める場合は、その事由を証明する書類の添付を求めることがある。

第5条 (支給日)

慶弔見舞金は、第4条第1項の申請があった後、できるだけ速やかに支給するものとする。

第6条 (結婚祝金・休暇)

対象者が結婚したときは、別表－1の区分により結婚祝金を支給し、休暇を付与する。

2. 結婚の当事者双方が職員の場合、各々に別表－1の区分により結婚祝金を支給する。

第7条 (出産祝金)

対象者本人または配偶者が出産したときは、別表－2の区分により出産祝金を支給する。

2. 支給対象者が2名の場合、その内の1名に別表－2の区分により出産祝い金を支給する。

第8条 (死亡弔慰金)

対象者またはその家族が死亡した場合、別表－3の区分により弔慰金を支給し、休暇を付与する。

2. 第1項の弔慰金の受給資格者が2名以上いるときは、喪主または年長者に支給する。

3. 本会は、別表－4の区分により供花を供し、弔電を打つものとする。

第9条（傷病見舞金）

対象者が傷病により療養するに至った際に、別表－4の区分により傷病見舞金を支給する。

第10条（災害見舞金）

勤続1年以上の対象者が火災、風水害その他の不慮の災害を被った際の見舞金を支給する場合は、理事会においてその都度定める。

第11条（休暇の取得）

本規定により休暇を取得する際は、その日数を分割せずに連続して取得することとする。また、休暇の間に休日がある場合は、当該休日は休暇日数に通算する。

2. 第1項の休暇取得の起算日は、その事由が発生した日からとする。ただし、第6条の結婚による休暇については、挙式または入籍の当日から1年以内に取得するものとする。

附 則

施 行 ； 平成28年 7月 1日

慶 弔 規 程 （ 別 表 ）

別 表 - 1

【 結 婚 祝 金 ・ 休 暇 】

結婚した者	休暇日数	祝 金	2回以降	祝 電	
				会 長	
本 人	5日	30,000	10,000	○	
子 供	2日	10,000		○	
兄弟姉妹(実)	2日	—			

※支給対象者が本人で二人の場合は、祝金を各々に支給する。

別 表 - 2

【 出 産 祝 金 】

出産した者	休暇日数	祝 金		
配偶者	2日	10,000		
本 人	—	10,000		

※支給対象者が二人の場合であっても、そのうちの一名に支給する。

別 表 - 3

【 死 亡 弔 慰 金 】

亡くなった者	親等	休暇日数	香 典	供花	弔電	
					会 長	
本人		—	100,000	○	○	
配偶者		5日	40,000	○	○	
子供(養子を含む)	1	5日	20,000	○	○	
父母(姻族を含む)	1	5日	20,000	○	○	
父母(養父母)	1	2日	10,000		○	
兄弟姉妹	2	2日	10,000	○	○	
兄弟姉妹(姻族)	2	1日				
祖父母	2	2日		○	○	
祖父母(姻族)	2	1日				
子供の配偶者	1	1日				
叔父・叔母、甥・姪	3	1日				
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・支給対象者が複数の場合は、香典、供花料はその内の一人に支給する ・供花料は上限を2万円として実費を支給する 					

別 表 ー 4

【 傷病見舞金 】

傷病により14日以上の休業をしたとき				
支給対象者	休暇日数	見舞金		
本人	—	20,000円		